

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

令和元年9月19日(木)

開会 9時30分

閉会 9時41分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

## 4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘、

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 榎屋眞

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

教職員課 課長 早川巖、班長 奥山充人、主幹 湯浅秀紀、主幹 田中誠

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、主幹 齋藤清美

文化振興課 課長 辻上浩司

## 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第36号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する  
規則の一部を改正する規則案

原案可決

議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条  
の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を  
改正する条例案に対する意見について

原案可決

議案第38号 職員の人事異動(市町立小中学校)について

原案可決

議案第39号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

原案可決

## 6 報告題件名

該当事項なし

## 7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（9月5日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

大森委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第38号及び39号は人事に関する案件のため非公開にすることを決定する。

会議の進行は、公開の議案第36号及び37号を審議し、非公開の議案第38号及び39号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

**議案第36号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（中村福利・給与課長説明）

議案第36号 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年9月19日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目の1ページをご覧ください。こちらが新旧対照表方式になっております規則の改正案です。線が引かれている部分は、非常勤の助手の職の基本額を改正しようとするものです。

改正理由等につきましては、次の2ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。「1 改正理由」ということで、非常勤の助手の報酬について、最低賃金の改定を踏まえ額の改正を行うものです。

非常勤の助手というのは、正規職員として新規に採用された栄養教諭というのがありますが、その栄養教諭が初任者研修のために学校を留守にする際に、その留守のときの補充に当たる栄養士の資格を持った非常勤の職員をいいます。

「2 改正内容」として、非常勤の助手の基本額、1日につき、6,770円、改定前は6,560円です。

「3 施行期日」は、令和元年10月1日でございます。

県内の最低賃金が、この10月1日から、現行846円が873円に引き上げられることになりました。これに基づいて再計算をした結果、この非常勤の助手の基本額である日額について、最低賃金に達しませんでしたので、引き上げて、それをクリアして改正をしようとするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 【質疑】

教育長

議案第36号については、いかがでしょうか。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

#### ・審議事項

### 議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について（公開）

（早川教職員課長説明）

議案第37号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について、別紙のとおり提案する。令和元年9月19日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定により、三重県議会議長から意見を求められたので提示する必要がある。

なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1枚おめぐりください。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見（案）」地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、適当と認める。令和元年9月19日 三重県教育委員会 教育長。

めくっていただいて、1ページをご覧ください。

この条例案については、前回9月5日の定例会において、当該条例案について、知事から意見を求められたところ、原案に同意するという事をお認めいただきました。

今回については、同じ条例で、条例制定の前に、三重県議会議長から同意案について意見を求められたため、今回、これを提示させていただいたものです。

**【質疑】**

教育長

議案第37号については、いかがでしょうか。

**【採決】**

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

**・審議事項**

**議案第38号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）**

早川教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

**・審議事項**

**議案第39号 三重県総合博物館協議会委員の任免について（非公開）**

林社会教育・文化財保護課長および辻上文化振興課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。